

保護者の皆様へ

ご利用にあたって（令和6年度版）

社会福祉法人あしかび
認定こども園アトピアかきこも園

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素から認定こども園アトピアかきこも園(以下「園」といふ)の運営に関しまして、なにかとご理解とご協力をお願いいたさき、御礼申し上げます。
さて、園を利用するにあたりまして、ご案内やお守りいただき事項について、以下のとおりご案内いたします。

1. 教育・保育を提供する日について
お住まいの市町村から要する支給認定区分ごと、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)、春・夏・冬期の長期休業日、停電を伴う点検日、行事の振替休日(※注)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)、お盆(8/13～15)、年度末(3/31)、停電を伴う点検日、行事の振替休日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注)土曜日でも、保育が必要な場合は時間外保育を利用することもできますのでご相談ください。
なお土曜日の延長保育(18:30～19:00)は実施しておりません。

2. 教育・保育を提供する時間について

お住まいの市町村から要する支給区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～13時(※注1)
2号認定子ども	保育標準時間 (概大11時間)	7時30分～ 18時30分(※注2)
2号認定子ども	保育短時間	9時～17時(※注3)
3号認定子ども	(概大8時間)	

(※注1)9時より前もしくは13時を越えて保育を必要とされる場合は、時間外保育を利用することもできますのでご相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2)7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分～19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3)9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(1)保育必要時間の設定や土曜日保育の利用について

◎すべて前月20日まで申請書の提出が必要です。

①保育標準時間認定2、3号認定子どもの保育必要時間は勤務時間＋通勤時間となります。
9:00以前、17:00以降のご利用を希望される場合は、保育必要時間申請書及び延長保育利用申請書を前月20日まで提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間は越えられません。1回につき100円の時間外保育料が発生します。また18:31を越えた場合は1分につき16円が別途発生します。

②土曜日保育利用につきましても、保育標準時間認定2、3号認定子どもの保育必要時間は勤務時間＋通勤時間となります。保育

ルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病などの場合、出席停止の措置をとります。再登園には登園に関する意見書が必要となりますので、かならず医療機関の診断書に記入の依頼をしてください。

その他ご分類されるびびりにつきましては、医療機関にて感染予防の処置を行った上での登園許可となります。

②インフルエンザについて
感染力が強く、容易に集団感染をおこします。症状が見られたら、早めにご受診してください。発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって3日を経過してから再登園となります。必ず「登園」に関する意見書が必要ですよ。

③感染力が強く、容易に集団感染をおこします。症状が見られたら、早めにご受診してください。園内で嘔吐、下痢症状が見られたら、

ご家族の方に直ちに連絡をします。出来る限り早めのお迎え、受診へのご協力をお願いします。感染予防のため、吐物や下痢便で汚れた衣類等は、そのまま返却いたします。嘔吐、下痢症状が治まり、普段の食事が出てくること(再登園の目安)となります。再登園には必ず「登園」に関する意見書が必要ですよ。

④新型コロナウイルスについて
監督官庁からの最新の指針に従った対応をお願いします。

5. アレルギー等について

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(以下「ガイドライン」といふ。))が2019年に改定されました。当園は認定こども園ですが、このガイドラインに沿ってアレルギーへの対応を行います。ガイドラインでは、「保育所」は、アレルギー疾患を有する子どもに対し、その子どもの最善の利益を考慮し、教育的及び福祉的な配慮を十分に行うよう努める責務があり、その保育に当たっては、医師の診断及び指示に基づき行ふ必要がある。』と述べられています。

以下、今後の「アレルギー対応」についてご案内いたします。

Ⅰ. 「生活管理指導書」について

・ガイドラインでは、「保育所」において、保護者や嘔吐医との共通理解の下で、アレルギー疾患を有する子ども一人一人の状況等を正しく理解し、子どもとアレルギー対応を適切に進めるためには、保護者の依頼を受けて、医師(子どものかかりつけ医)が記入する②「保育所におけるアレルギー-緊急生活管理指導書」(以下「生活管理指導書」といふ。))に基づき適切に対応することが重要です。』と述べられています。

・保護者は「年1回②「生活管理指導書」を提出し、③「アレルギー調査票」を園に提出する必要がある。指示内容に変更が生じた場合は、その都度担任まで連絡し、②「生活管理指導書」の書類の再提出が必要となります。

・医療機関において発生した費用は、保護者負担となります。

Ⅱ. 主な疾患と園における対応について

・クラス担任が④「アレルギー対応」についてを行い、保護者から各アレルギーの対応について詳しく記録し、保護者がその内容を確認後、記名・捺印となります。すべて保護者との連携が必要な事項となります。

◎食物アレルギー-アナフィラキシー

・食物アレルギーを有する子どもへの対応については安全への配慮を重視し、「完全除去」か「解除」の両極で対応を進め、家庭での除去よりも一層安全性を優先した完全除去対応を基本といたします。

・認定こども園アトピアかきこも園におよびかきこも園(以下「園」といふ。))で初めて食べる「食物」は提供できません。

・アナフィラキシーを有する児童については、園で用意した給食及びおやつ提供はできません。家庭からお弁当及びおやつを持参となります。

◎気管支ぜん息

・アトピー性皮膚炎の治療状況を把握し、運動等の園生活について、事前に相談する必要があります。

◎アトピー性皮膚炎
・アトピー性皮膚炎の悪化因子は個々に異なるが、室内の環境整備だけでなく、場合によっては外遊び、プール時に対処が必要となることがあり、配慮が必要となります。

◎アレルギー性結膜炎

・プールの水質管理のための消毒に用いる消毒剤は、角結膜炎がある場合には悪化要因となるため、症状の程度に応じて配慮が必要となります。

◎アレルギー性鼻炎

必要時間申請書を前月20日までご提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間を越えた場合の取扱は①と同じです。

(2)時間外保育や延長保育の利用について

◎すべて前月20日までそれぞれ申請書の提出が必要です。

①教育標準時間認定子どもにかかる時間外保育料金について

・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

*許可された保育必要時間を越えた場合 1回100円 18:31を越えた場合 1分につき16円＋100円

②保育標準時間認定子どもにかかる延長保育料金(月～金)

・18:31～19:00までの場合 月額 2,000円

ご利用を希望される場合は前月20日まで延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

*19:01を越えた場合 1分につき16円＋100円

③保育短時間認定子どもにかかる時間外保育料

・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

*18:31を越えた場合 1分につき16円＋100円

◎保育必要時間申請書を園に前月20日まで提出し、事実確認後翌月1日より許可となります。なお、虚偽記載や諸費用の滞納、不正利用が与えられた場合には、証明された事実等所に事実確認し、許可を取り消す処置をとりますので、充分にご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



3. 登園時の送迎などについて

①登園時の送迎は原則保護者がなされ、直接担当保育教諭にお預けください。保護者が出れない場合は、園児緊急連絡票の送迎者欄に送迎者の氏名を記入してください。ただし、その送迎者は保護者に代わり法的に責任能力を有する成人に限ります。また、緊急時こそなえ、園児緊急連絡票は最新の事項に基づいた情報を記載し、提出してください。担任までの連絡や園児緊急連絡票の提出がない場合のトラブルにつきましても、園は一切の責任を負いませんので、速やかな対応をお願いします。

②受け入れ前やお帰りに、階段や廊下、保育室など、子どもだけにしていただき、万一事故やケガ等が発生しても、園は一切の責任を負いません。また園の設備や器物の破損が見られた場合はその損害を賠償していただきます。

③受け入れ時にお子さんの様子や連絡事項を担当保育教諭にお話ください。長い間は危険です。伸びている爪は必ず切っておください。④びびり等の場合は医療機関にて感染予防の処置を行った上での登園許可となります。

⑤園児緊急連絡票に記載がされていない方が送迎される場合は、予め担任までお知らせください。(小学生など責任能力のない方の送迎は園にお断りします。)

⑥入口門扉の開閉は必ず保護者自身で行ってください。

⑦園前の道路は通学路指定されています。横断歩道や高居前などは駐車しないようにしてください。交通事故のないよう、お車の運転やカーナビ充たお気をください。道路をはさんだ西側駐車場があります。5番、6番、9番をご利用ください。なお、運転中並びに駐車時の事故やトラブル等におきましては、園は一切の責任を負いません。

4. 欠席取扱いについて

・欠席の場合は必ず園にご連絡ください。園ホームページからも連絡できます。

<https://www.ashibabi.ed.jp/>

・帰省等により長期欠席される場合は前もってご連絡ください。この場合でも保育料等は必要となります。

①予防接種安全法で規定している感染症について

・インフルエンザ、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎、咽頭結核熱、流行性角結膜炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス

7. 薬服用について

園児が病気のために薬を服用する際は、保護者の手によって薬を与えることが原則とされています。主治医の診察を受ける時は、園では原則として薬の服用ができないことと、園児の在園時間帯を避けるような処方をお伝えください。しかし、時間帯を避けた処方が必要な場合や緊急時等、やむを得ず薬を持参して登園の場合は、万全を期すためにご写真や種類票に記載事項を記載し、その内容を園と話し合いの上、担当保育教諭が保護者に代わり薬を投与することができます。
 ①薬は、お子さんを診察した医師が処方した薬か、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、園に持参して、そのついでに園に持参していただきます。
 ②薬の個人史的な判断で持参した薬は園として対応できません。
 ③薬の個人史的な判断で行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書添付してください。なおお使用にあたっては、そのついでに園に持参していただきます。
 ④初めて使用する薬については対応しません。
 ⑤熱が出たら飲ませる「咳が出たら…」「発作が短くつら…」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、園としては、その判断はできませんので、そのついでに園に持参していただきます。
 ⑥風邪の病気(気管支喘息、てんかん、難産病、アトピー性皮膚病などのように経過が確引くような病気の)、日常における言葉や処置が必要で、幼児型定型認知症なども園教育・保育要領によって、子どもの主治医または学校の指示に従うとともに、相互の連携が必要で、
 ⑦持参する薬について
 小児科医師の処方した薬には必ず「写真や種類票」を添付してください。なお、「薬の種類提供票」がある場合には、それも添付してください。
 使用する薬は一回ずつに分けて、当日のみご用意ください。
 小児科やアレルギー科などお子さんの名前を記載してください。



8. 自然災害時の対応について

① 地震発生時は、大規模な地震発生時は、特別避難報知が発表された場合は、園児の在園時間帯を避けるような処方をお伝えください。しかし、時間帯を避けた処方が必要な場合や緊急時等、やむを得ず薬を持参して登園の場合は、万全を期すためにご写真や種類票に記載事項を記載し、その内容を園と話し合いの上、担当保育教諭が保護者に代わり薬を投与することができます。
 ②薬は、お子さんを診察した医師が処方した薬か、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、園に持参して、そのついでに園に持参していただきます。
 ③薬の個人史的な判断で持参した薬は園として対応できません。
 ④薬の個人史的な判断で行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書添付してください。なおお使用にあたっては、そのついでに園に持参していただきます。
 ⑤初めて使用する薬については対応しません。
 ⑥熱が出たら飲ませる「咳が出たら…」「発作が短くつら…」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、園としては、その判断はできませんので、そのついでに園に持参していただきます。
 ⑦風邪の病気(気管支喘息、てんかん、難産病、アトピー性皮膚病などのように経過が確引くような病気の)、日常における言葉や処置が必要で、幼児型定型認知症なども園教育・保育要領によって、子どもの主治医または学校の指示に従うとともに、相互の連携が必要で、
 ⑧持参する薬について
 小児科医師の処方した薬には必ず「写真や種類票」を添付してください。なお、「薬の種類提供票」がある場合には、それも添付してください。
 使用する薬は一回ずつに分けて、当日のみご用意ください。
 小児科やアレルギー科などお子さんの名前を記載してください。

② 大きな地震が起きた場合

午前	震度4～震度5弱	震度5強以上
7時前	午前7時現在、大阪メトロ(ニュートラムを含む)が運休している場合は臨時休園となります。	
8時前	○運休でない場合は、園舎等の安全確認後、保育開始となります。	○臨時休園となります。
保育中	○避難後、園舎等に異常がない場合は、保育を再開します。	○避難後、園にて待機となります。必ず保護者もしくは緊急連絡票に記載のある方のお迎えをお願いします。

* 地震発生時は、通信手段の混乱で、連絡がつきにくくなる場合がございます。園への電話での問い合わせは、極力させていただきます。
 * 津波警報発令時は、お迎えに来られた方も津波警報解除まで園にて待機をお願いします。
 * 想定している震度につきましては、あくまでも目安です。体感した揺れの大ささや被害の状況によって、実際の対応の仕方は変更する場合がありますのでご了承ください。



(2) 保育の提供に要する実費にかかるとる利用者負担金等

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	給食にかかる費用	月額6,300円 内訳、主食費1,500円 副食費4,800円
1. 2号認定子ども		
給本代	給本購入にかかる費用	月額110～470円
1. 2. 3号認定子ども		
遠足参加費	遠足にかかる費用(交通費、入園料、損害保険料等)	令和5年度実績 ・330～1,700円
1. 2号認定子ども	保護者による参加・不参加の選択制	
用品代	教材費として(お道具箱、カワイイ、のり、ねんど、はさみ等)	入園時4,400円
1. 2. 3号認定子ども	保護者会活動や衛生環境向上にかかる費用	月額 年長児クラス1,300円 その他クラス800円
父母の会費		
1. 2. 3号認定子ども		
制服費等	制服やセーター等購入にかかる費用	必要額
1. 2号認定子ども		
入園寄附金	施設整備等にかかる費用	入園時10,000円
1. 2. 3号認定子ども	ただし、賛同者のみ	
後援会費寄附金	施設整備等にかかる費用	月額1,000円
1. 2. 3号認定子ども	ただし、賛同者のみ	

② 該当者(利用者)のみ対象となるもの

- ・時留保育や延長保育の利用について
 - ・すべて前月20日までの申請書提出が必要で、
- ◎教育標準時間認定子どもにかかる時留外保育料金について
 - ・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 - 17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 - ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 * 許可された保育必要時間を超えた場合 1回 100円
 - 18:31を越えた場合 1分に付き 16円+100円
 - 18:31を越えた場合 1分に付き 16円+100円
- ◎保育標準時間認定子どもにかかる延長保育料金(月～金)
 - ・18:31～19:00までの場合 月額 2,000円
 - ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 * 19:01を越えた場合 1回1分に付き 16円+100円
- ◎保育短時間認定子どもにかかる時留外保育料
 - ・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 - 17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回 300円
 - ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 * 18:31を越えた場合 1分に付き 16円+100円
- (3)料金の支払方法
保護者は社会福祉法人あしかばね預金口座自動引き落としまたは振込の方法で支払います。
- (4)支払期日
保護者は前月25日(金融機関が休みの場合は翌日)までご社会福祉法人あしかばね支払うものとし、4月分については4月25日(金融機関が休みの場合は翌日)まで、9月分については9月25日(金融機関が休みの場合は翌日)までご支払うものとなります。

9. 子どもの衣類、身に着ける物類について
 走ったり、跳んだり、蹴ったり、色んな動きをして遊ぶ子ども達には、シンプルな服装が一番です。色んな装飾のある服装は、以下のような危険があり、重たい事故につながるおそれがあります。以下における衣類の着用や装飾品の持ち込みについては、禁止させていただきます。

- 上着のフード ○首巻き、スベリ、裾などのひも
- ヘアスプレー(着用時、別に直接触れる場合) ○ストーン、スウェーデンボールが付いたもの
- ヘアピン、ヘアゴム、カチューシャ(ヘアゴムに関しては、3歳児は禁止です。3歳児クラスも小さいビニール製ゴムはお控えください。)
- おねんねかかっているボタ、○ミサンガ



10. 持ち物について
 ①持ち物すべてに「家から着てくる衣類、下着その他靴下等の小さな物1つにつき1つ」、組名とお名前をフルネームで記入しておくください。(記名のない物は紛失します。必ず表記しておくください。)

- ②園の衣類をお貸しの際は洗濯の上、返却してください。
- ③コップは毎日持ち帰りきれいに洗った上、翌日持たせておいてください。
- ④コイン、おもちゃ、キーホルダーなどは持たせないでください。
- ⑤手掛け袋は園でお預りする絵本や履生套のプレゼント、その他の物を持ち帰る際にご利用します。常時使用できますよう、毎日持たせておいてください。また、汚れた物を入れるため、必ずビニール袋を入れておいてください。
- ⑥うめ組は毎日園庭遊びをしますので、靴ワザを毎週末に持ち帰り翌週に必ず持たせておいてください。

11. おたより欄について

- ①おたより欄はご連絡のお手紙等とは違って、園や担任からの連絡事項がないか毎日ご確認ください。また翌日には必ず持たせておいてください。
- ②利用料金等支払時はこのおたより欄を担任にお渡しください。

12. お弁当について

- ①行事の予備日、
- ②調理設備機器の故障により給食の実施ができない場合、
- ③道路状況により給食材料の運搬が不可の場合、
- ④アレルギー等で給食提供が困難な場合はお弁当日となります。お弁当のご用意をよろしくお願ひします。

13. 園児緊急連絡票について

園児緊急連絡票は、
 ①方々のお子さんのけがや事故が発生した場合の対応や、
 ②送迎者情報が必要と記載された書類です。
 たいへん重要な書類です。お引越後により連絡先の変更、様々な事情による住所変更や、様々な事情による家族構成の変更(保護者の変更)があった場合は、その基が変更する前に必ず担任までご連絡ください。最新の事実に基づいた園児緊急連絡票の提出をお願いします。他園において離婚後の子ども連れ去りの事件も発生しております。担任までの連絡や緊急連絡票の提出がない場合はトラブルに巻き込まれ、園は一切の責任を負いませんので、すみやかにご対応をよろしくお願ひします。

14. 利用料金の支払いについて

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担(保育料)
 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)をたかきことも園にお支払いいただけます。ただし、月の途中で入退園する場合には、在籍日数に応じた日割り計算で算定します。

(5) 料金の滞納

保護者が正当な理由なく利用料金を1か月以上滞納した場合は、事業者は、90日以上以上の期間を定めて、料金を支払わない場合は契約を解除する旨の催告をすることができます。

15. お子さんのけがや事故発生時について

- ①保護者がご連絡をいたします。治療開始は保護者の同意と病院が必要ですので、必ず連絡の取れる情報を記載してください。園からの緊急連絡には速やかに対応いただきますよう、お勤めの事業所等にも事情をお話し、了解を得ておいてください。連絡や来院が出来ず治療ができない、または連絡が取れないことが速くなり、治療開始が遅れるなど、これらに起因するケースにご注意しては、園は一切の責任を負いませんので、ご承知ください。
- ②保護者の方がご加入の健康保険を利用させていただきます。
- ③お子さんの安全と健康に万全な配慮をし、日々教育及び保育を行っておりますが、不幸にしてけがや事故等が起った場合、園加入の園児賠償責任保険の範囲内で保障させていただきます。

16. 退園について

保護者又は子どもとの事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の前月1日までに事業者にご書面にて申し出るものとします。次の事由に該当した場合は、保護者は文書で事業者にご通知することにより、この契約を直ちに解除することができます。
 (1) 事業者が正当な理由なく、特定教育・保育を提供しない場合
 (2) 事業者がこの契約で定める事項に違反した場合
 (3) 事業者が故意又は過失により子ども及び保護者の身体・財物・信用等を損つたとき、又は著しい不慣行行為があったとき、その他この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

以上